

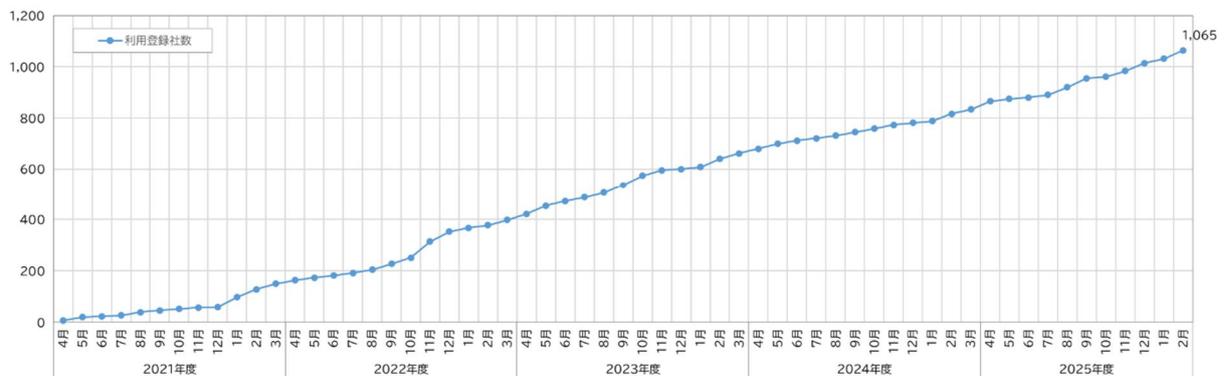
サイバーポート(港湾物流)の利用登録社数が1,000社を突破！ ～無料提供期間の終了に伴い、令和8年度より有料化～

国土交通省港湾局は、港湾物流や行政手続等の港湾関連手続を電子化するデータプラットフォームである「サイバーポート」を運営しています。

このたび、サイバーポート(港湾物流)は利用登録社数が1,000社を超え、新たなマイルストーンを迎えました。これまで利用定着期間として、無料でサービス提供してまいりましたが、令和8年4月から有料化を実施いたします。これからもユーザーの皆さまの期待に応えるデータプラットフォームを目指してまいります。

- 「サイバーポート(港湾物流)」は、港湾全体の生産性向上に向けた取組を推進するために、民間事業者間の港湾物流手続等を電子化するデータプラットフォームです。

サイバーポート利用登録社数は計1,065社まで拡大しました(2026年2月1日時点)。実際の港湾物流手続で使用されている例もますます増えています。



- サイバーポート(港湾物流)は、これまで利用定着期間として、無料でサービス提供してまいりましたが、令和8年4月より有料化を実施いたします。サービスの継続的な運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。概要は下記のとおりです。【詳細は別紙1ご参照】

開始時期	令和8年4月より
利用料金	月額1社 6,600円(事業所数やユーザー数に関わらず一律) ※以下の範囲においては、サイバーポートを無料でお使いいただくことが可能です。 ・利用開始後、利用取引数が通算100件に到達するまでの間 ・月間の利用取引数が10件以下の月
請求時期	毎年5月下旬(前年度ご利用料金を請求)
請求方法	請求先メールアドレスにメールにて通知 ※前年度のご利用料金がない場合は通知はありません
支払い方法	サイバーポート画面より、Pay-easy 経由でオンラインにて納付

- なお、サイバーポート(港湾物流)の全機能を4月以降もご利用いただくためには、請求先情報の登録が必須となり、3月20日までに、各社のサイバーポート管理者において、サイバーポートのGUIより入力していただく必要があります。請求先情報を登録いただかなかった場合、サイバーポート帳票連携機能(ターミナル問合せ機能は利用可)、NACCS 連携機能、CONPAS 利用ができなくなりますのでご注意ください。【詳細は別紙2ご参照】



<参考> Cyber Port ポータルサイトのURLとQRコード：<https://www.cyber-port.net/>

【問い合わせ先】

港湾局 サイバーポート推進室 中川、山下、神野

代表:03-5253-8111(内線46535、46527)／直通:03-5253-8681

メールアドレス：hqt-cyberport★ki.mlit.go.jp (★を@に置き換えてご連絡ください。)